

支出証拠書

5/31

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内 容	事務所賃貸料 (6 月分)		
年 月 日	24年5月31日～	年 月 日	金 額 31, 231 円

目 的	—
使 途	—
政務活動・ 県政との 関 連 性	—

《領収書貼付枠》

2324-05-31	200	*62,000	ワキフ カリアサヒケツセツ
2424-05-31	200	*462	振込手数料

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で案分	62,462 円	1/2 %	31,231 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和 6 年 6 月 5 日～令和 年 月 日	金 額	440 円

目 的 (該当項目に丸印)	部局事業 <u>ヒ</u> リング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ()
使 途 (該当項目に丸印)	<u>交</u> 通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関 連 性 (該当項目に丸印)	<u>9</u> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。

利 用 証 明 書

 NEXCO
中日本

NEXCO中日本お客さまセンター
0120-922-229
登録番号：T4180001056169

料金所(自) 新静岡
料金所(至) 新富士
24年 6月 5日 18時26分

通行料金 ￥1,060-
還元額利用△ ￥620-
合計 ￥440-
(ETCクレジット) 車種 1

※合計の消費税率は10%です。

取扱番号
A18406-057328-459138 (確)

※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

046

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	440 円	100 %	440 円

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内 容	書籍購入代「月刊廃棄物2024 年6月号」		
年 月 日	令和 6 年 6 月 5 日	～令和 年 月 日	金 額 2,095 円

目 的	県政・社会情勢に関する情報収集
使 途	書籍購入
政務活動・ 県政との 関 連 性	県政関連の情報を収集し、政策や質問等の参考にする

《領収書貼付枠》

二 利 用 明 細 票

お取扱日 店 番 取扱番号
06-06-0523357 A93160010
取扱店 シスオカケンショウナイ
払込口座 00190-6 655183
払込金額 *1,943 料 金 *152
振替受付票
払込みの証拠となるものを大切に保存して下さい。
料金は、消費税込です。
(ゆづちよ銀行)

入金額 *10,000
おつり *7,905
ゆづちよ通帳アプリで税公金支払い
(QRコード) キャンペーン実施中

印刷税申告納付につき廻町税務署承認済

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	2,095 円	100%	2,095 円

請求書

Page. 1

2024年 5月31日

〒418-0061
静岡県富士宮市北町 1 3 - 3

四本 康久 様

**日新ビジネス株式会社**
代表取締役 河本 勝
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 3-1-5
電話 03-(3262)3465



郵便振込口座 00190-6-655183
銀行口座 みずほ銀行 九段支店 当24257
口座名義 ニッポウビジネス (カ)
振込手数料は貴社にてご負担下さいませ、お願い申し上げます。
登録番号 T6-0100-0107-2305

お客様番号 : XXXXXXXXXX お問い合わせ番号 : XXXXXXXXXX

お支払い期限 : 24/07/30

- お買い上げ頂きまして誠に有り難うございます。下記の通りご請求申し上げます。
- 振込時、上記お客様番号(7ケタ)を入力願います、

お知らせ
銀行振込もご利用いただけます。

	郵便振込
	1,943円

						区分
3005	◆ 四本 康久 様分					
1	月刊 廃棄物 2024年6月号	1	部	1,843	1,843	1
	送料	1		100	100	1
	内消費税等				(177)	

区分 : 1, 売上 2, 返品 3, 商品値引 4, その他売上 5, 販促 6, 配送料 7, 代引手数料 8, 伝票値引

- お支払期限までに銀行・郵便局で払い込み下さい。
- 銀行振込をご利用のお客様は下記払込用紙はご使用できません。

適用税率は10%です。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内 容	自動車リース料 (6月分)		
年 月 日	令和 6 年 6 月 5 日～令和 年 月 日	金 額	25,423 円

目 的	_____
使 途	_____
政務活動・ 県政との 関 連 性	_____

《領収書貼付枠》

月額リース料 (60,720 円) からカーナビ・ドライブレコーダー等の対象外経費を除いた
50,847 円の 1/2 相当額を充当する。

(6 年 4 月 整理番号 4 - 8 参照)

| 3'24-06-05 | 200 | *60,720|トウキヨウセツチリ- (カ |

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で案分	50,847 円	1/2	25,423 円
		%	

〒 418-0061

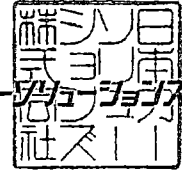
静岡県 富士宮市
北町
13-3

四本康久 様

登録番号: T8010401059346



日本カー・サービス株式会社



〒 420-0853

静岡県 静岡市葵区
追手町
8-1 日土地静岡ビル 6F



K015A0001045YA001045

部署 静岡支店営業チーム
電話 054-205-2641
担当

2024 年 5 月 16 日

口座振替通知書

請求書№. 54E54635
請求先コード

今回御請求額		お支払期日	お支払方法
	¥60,720	2024 年 6 月 5 日	口座振替
内リース料等	55,200		
内消費税等	5,520		

金融機関名	
支店名	
種目・口座	

平素格別のご愛顧を賜りまことにありがとうございます。表記のとおりご請求申し上げますので、ご照合のうえお支払い下さい。 ページ: 1

契約番号	開始日	回数	総数	ご請求明細	金額(円)	内消費税(円)	税率(%)	備考
	220621	25	48	リース料 6/6分	60720	5520	100	
				リース 消費税 10% 計	60720	5520		
				税率別計 消費税 10% 計	60720	5520		
仕入控除にはお支払明細書又はご利用明細をご覧ください。					60720	5520	55200 (税抜)	

ページ小計-->

請求件数 1 件



通 口座引落は、東京センチュリーもしくはセンチュリー（センチュリーリース）名で引き落としさせていただきます。
信
欄

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読料 (日本教育新聞)		
年 月 日	令和 6 年 6 月 6 日～令和 年 月 日	金 額	2,750 円

目 的	県政・社会情勢に関する情報収集
使 途	24年 6 月 購読料
政務活動・ 県政との 関 連 性	県政・教育等の情報を収集し、政策や質問の参考にする
＜領収書貼付枠＞	
06-06-06 100 *2,750 SMBC(ニホウキヨウイフシ)	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
. 全て政務活動にかかる ものである	2,750 円	/	2,750 円
		100%	

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

案分の理由 政務活動と後援会 活動に案内	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3571 円	1/2 %	1,785 円

Nojima

www.nojima.co.jp

事業者番号: T4021001013588

領 収 書

様

¥3,571

(内消費税等
内訳 外)

¥324
¥3,571

支払者: 四本康久

但

2024年06月09日 (日)

株式会社ノジマ

0544-28-2811



お買上げ日 2024年06月09日 16:22
ご購入店 イオン富士宮店
TEL 0544-28-2811
販売員 [REDACTED]
ご購入店 057 [REDACTED] 伝票No. 023394
顧客ID [REDACTED]

補記: 用途別に必要だった
複数本購入した。

1 25 USBメモリ	P
MFMSU2B32G	PN 4953103319745
831 × 1 内	831
2 25 USBメモリ	P
MFPKU3032G	BK 4953103339163
1,078 × 1 内	1,078
3 25 USBメモリ	P
MFMSU2B32G	BU 4953103319738
831 × 2 内	1,662

軽 印は軽減税率(8%)適用商品(内税)

税込価格計 ¥3,571

税別本体価格計(10.0%) ¥3,247
消費税(10.0%) ¥324

合 計 ¥3,571
¥3,571

今回加算ポイント
今回加算期間限定ポイント
次回ご利用可能ポイント

レシート番号: J240609057023394



このレシートを保証書に貼って一緒に
保管ください。

一緒に働きませんか

スタッフ募集!

学生・主婦の方
大歓迎!

時給 1,500円
スタート!



ノジマバイト Q) で検索!

整理番号

6-7

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	(調査研究費)・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和 6 年 6 月 11 日	～令和 年 月 日	金 額 1890 円

目 的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ()
使 途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関 連 性 (該当項目に丸印)	・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。
《領収書貼付枠》	
ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中日本 NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169 料金所(自) 富士川スマート 料金所(至) 日本平久能山 24年 6月11日 9時17分 通行料金 ￥1,010- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A19406-112260-504330 (確) ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。 ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中日本 NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169 料金所(自) 清水 料金所(至) 富士 24年 6月11日 21時48分 通行料金 ￥880- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A19406-112260-563237 (確) ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1890 円	100 %	1890 円

整理番号

6-8

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経 費 項 目	(調査研究費)・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和 6 年 6 月 12 日	～ 令和 年 月 日	金 額 2120 円

目 的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ()
使 途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関 連 性 (該当項目に丸印)	○ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。

利 用 証 明 書

 **NEXCO**
中日本

NEXCO中日本お客さまセンター
0120-922-229
登録番号：T4180001056169

料金所(自) 新富士
料金所(至) 新静岡
24年 6月12日 14時30分

通行料金 ￥1,060-

(ETCクレジット) 車種 1
※通行料金の消費税率は10%です。

取扱番号
A19406-122260-564333 (確)

※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

ご利用ありがとうございます。
利 用 証 明 書

 **NEXCO**
中日本

NEXCO中日本お客さまセンター
0120-922-229
登録番号：T4180001056169

料金所(自) 新静岡
料金所(至) 新富士
24年 6月12日 17時11分

通行料金 ￥1,060-

(ETCクレジット) 車種 1
※通行料金の消費税率は10%です。

取扱番号
A19406-122260-565033 (確)

※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

046

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a) 2120 円	案分率(b) 100 %	政務活動費支出額(a×b) 2120 円
-------------------------------	--------------------	-----------------	-------------------------

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

案分の理由 政務活動と直接 活動と二分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	11592 円	1/2 %	5796 円

(A)電気料金等郵便振替払込金受領証(領収証)

口座 番号	00150	9	167	加入 者名	東京電力エナジーパートナー 株式会社
年 月 分	6-6	払 込 金 額	¥ 6 6 8 6	うち消費税等相当額 円	607
ご契約 40 A	戸 数	力率又はマイ コンプレックス	ご使用量kWh 193	コード	うち精算金額 円
ご使用期間 5月10日～ 6月 9日				ご契約変更 月 日	
お名前変更 月 日					

○本領収証により集金員が収納することはありません。

ご使用 契約場 所 義	富士宮市 北町	15 番(地)	1 号	棟 号	ヨツモト ヤスヒサ シ ムシヨ 様
お支払人氏名	ヨツモト ヤスヒサ シ ムシヨ 様				
お 支 払 期 限 日	7月 10日				

上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス・ストアにお願いいたします。

地区番号	08	ご契約 種 別	従量電灯 B
お客さま番号	[REDACTED]		
お問い合わせ先 カスタマーセンター	0120-995-001(代)		
東京電力エナジーパートナー株式会社 (お客さま控え)			

日 附 印	6
-------	---

日付不鮮明のため補記
24.6.17

(A)電気料金等郵便振替払込金受領証(領収証)

口座 番号	00150	9	167	加入 者名	東京電力エナジーパートナー 株式会社
年 月 分	6-6	払 込 金 額	¥ 4 9 0 6	うち消費税等相当額 円	446
ご契約 4 kW	戸 数	力率又はマイ コンプレックス	ご使用量kWh 90	コード	うち精算金額 円
ご使用期間 5月10日～ 6月 9日				ご契約変更 月 日	
お名前変更 月 日					

○本領収証により集金員が収納することはありません。

ご使用 契約場 所 義	富士宮市 北町	15 番(地)	1 号	棟 号	ヨツモト ヤスヒサ シ ムシヨ 様
お支払人氏名	ヨツモト ヤスヒサ シ ムシヨ 様				
お 支 払 期 限 日	7月 10日				

上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス・ストアにお願いいたします。

地区番号	08	ご契約 種 別	低圧電力
お客さま番号	[REDACTED]		
お問い合わせ先 カスタマーセンター	0120-995-001(代)		
東京電力エナジーパートナー株式会社 (お客さま控え)			

日 附 印	6. 7
-------	------

支出証拠書

6/20

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費(事務費)・事務所費・人件費		
内 容	事務所電話使用料 (24年 5月分)		
年 月 日	令和 6 年 6 月 20 日～令和 年 月 日	金 額	3014 円

目 的	—
使 途	—
政務活動・ 県政との 関 連 性	—

《領収書貼付枠》

支払金額 7789 円…①から
除外分 (ひかり de テレビ・ひかり電話オプション利用料A) 1,320 円+440 円=1,760 円…②を引く
(令和 6 年 4 月 整理番号 4 - 28 参照)

①-② = 6029 円 (政務活動費請求対象額)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で案分	6029 円	1/2 %	3014 円

四本 康久

様

発行番号 2020311400

発行日 2024年 6月20日

株式会社TOKAIケーブルネットワーク

〒410-0053 沼津市寿町

お問合せ先 0120-696-942



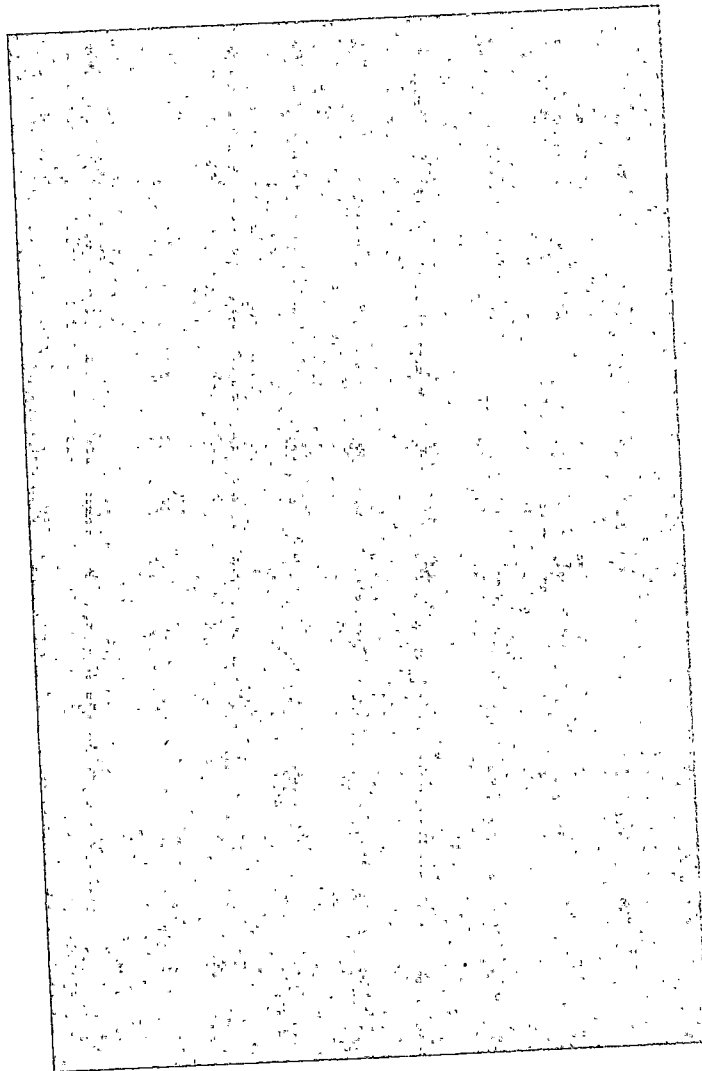
領収書

領収金額

¥7,789

項目	金額
2024年5月分	¥7,789
※電話関係料金は前月利用分となります。	

但し、テレビ・インターネット・ひかり電話利用料として
上記の金額 2024年5月カード決済 にて正に領収致しました。



支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	一般社団法人全日本鹿協会 年会費(令和6年度分)		
年 月 日	24年6月21日～	年 月 日	金 額 6,550 円

会の趣旨・目的	鹿の保護管理及び資源としての持続活用を図るため、会員活動の支援や会員相互の連携強化等に取り組み、鹿と人間の共生を目指す。
会の活動内容等	・鹿及び鹿の資源的活用に関する調査研究、情報の収集及び提供 ・鹿に関するシンポジウム、講演会、講習会及び海外研修の開催。
政務活動・県政との関連性	会の活動を通じて得られた情報や会からの意見などを県施策に反映させる。

《領収書貼付枠》

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他(定款)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるとある	6,550 円	100 %	6,550 円

振替払込金受領証・振替受付票

総合

取扱年月日	06-06-21	取扱時刻	14:50	摘要	
取扱店番号	23432	処理通番	N021	被代行店番号	

請求種別

電信払込み

受取先口座番号 10910 - 18752551 お受取人おなまえ 一般社団法人 全日本鹿協会 様

送金元口座番号 ご依頼人おなまえ ヨツモト ヤスヒサ 様

送金金額 *6,000 円 料金(税込) *550 円 特殊取扱料金(税込) 円

合計金額 *6,550 円

税込料金合計 *550 円 内消費税(10%) *50 円

通知番号桁数 桁 払出明細番号 号 受入明細番号 3 号

ご依頼人おところ

富士宮市北町

13-3

ご注意

- この受領証(受付票)は、お取り扱いの証拠ですので大切に保管してください。
- 口座番号の先頭の数字が「0」の場合は振替口座、「1」の場合は総合口座です。
- 振替口座を送金元口座とする電信振替をご利用の場合、振替受払通知票を適格請求書としてご利用ください。

〔取扱店〕

印紙税申告納
付につき麴町
税務署承認済

登録番号: T5010001112730

(お客さま用)

千代田区丸の内2-7-2 赤 34630(2023.8・SCP)

ゆうちょ銀行

請求書

2024 年 6 月 25 日

四本 康久 様

一般財団法人全日本鹿協会

〒236-0005

神奈川県横浜市金沢区並木 3-7-4-1303

Tel & Fax: 045-783-2510

E-mail: webmaster@nihon-shika.info

下記の通り、御請求申し上げます。

合計 ￥6,000

消費税込み

品目	数量	単価	金額	摘要
年会費	1 年分	¥6,000	¥6,000	2024 年度分
			合計	¥6,000 税込

振込先

①ゆうちょ銀行 普通 記号番号 10910-18752551

支店名〇九八 口座番号 1875255

(シャ)ゼンニホンシカキョウカイ

②湘南信用金庫 上大岡支店 普通 043-4261502

一般社団法人全日本鹿協会

恐れ入りますが、振込手数料はご負担お願いいたします。

一般社団法人全日本鹿協会定款(案)の詳細は、次のとおりです。

一般社団法人全日本鹿協会定款(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人全日本鹿協会と称する。英名は、JAPAN DEER SOCIETYとし、略称は全鹿協(JDS)とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を横浜市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、鹿の保護管理及び資源としての持続的活用を図るため、会員活動の支援や会員相互の連携強化等に努め、鹿と人間の共生を目指すことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 鹿及び鹿の資源的活用に関する調査研究、情報の収集及び提供
- (2) 鹿の棲める森づくり活動
- (3) 鹿に関するシンポジウム、講演会、講習会及び海外研修の開催
- (4) 鹿による地域活性化のための関係団体との連携活動
- (5) 鹿に関する国際交流
- (6) 機関誌等の刊行
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の事業に賛同する者又は団体は、以下の種別の会員になることができる。

- (1) 正会員(個人・団体)
- (2) 賛助会員
- (3) 学生会員

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなくてはならない。

(経費の負担)

第 7 条 会員は、入会の際に会員の種別に応じて総会で別に定める入会金を納入しなければならない。

2 会員は、毎年度、会員の種別に応じて総会で別に定める会費を納入しなければならない。

3 既納の入会金及び会費は、会員が脱退した場合においても、これを返還しない。

(任意退会)

第 8 条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 理事長は、次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって、その会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費を引き続き 2 年以上納入しないとき

(2) 総正会員が同意したとき

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(届出)

第 11 条 会員は、その氏名(会員が団体の場合には、その名称、代表者の氏名)、住所(会員が団体の場合にはその所在地)に変更があったときは、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

(会員名簿)

第 12 条 この法人は、会員の氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した会員名簿を作成する。

第 4 章 総会

(構成)

第 13 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 14 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 総会は、定時総会と臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会の招集は、少なくともその開催の 2 週間前までに、その目的たる事項、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法により正会員に通知しなければならない。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第 18 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 監事の解任
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の行使)

第 20 条 総会に出席できない正会員は、理事会が定める特定の日までに、書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができる。この場合、当該議決権の数を第 19 条の議決権の数

に参入する。

(議決権の代理行使)

第 21 条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面(電磁的方法による意思表示を含む。)を提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。

2 前項の場合において、当該正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該総会において出席した正会員の中から選任された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 5 章 役員等

(役員の配置)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 15 名以内

(2) 監事 1 名以上 3 名以内

2 理事のうち、1 名を理事長、3 名以内を副理事長、1 名を事務局長とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長及び事務局長をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 24 条 理事及び監事は、総会において正会員のうちから選任する。

2 理事長、副理事長及び事務局長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、兼務することができない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、その職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会の定める順序により、その職務を代理する。

4 事務局長は、理事長及び副理事長を補佐し、事務局を統括して会務を処理する。

5 理事長、副理事長及び事務局長は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。再任を妨げない。

3 増員として選任された理事は、現任者の任期の満了する時までとする。

4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第 28 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 29 条 役員報酬(無報酬を含む。)は、総会の決議をもって定める。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(評議員)

第 30 条 この法人は、理事会の決議によって、正会員のうちから評議員を選任することができる。

2 評議員は評議員会を構成し、理事会を補佐し、理事会に助言を行う。

3 評議員の員数、任期、報酬等については、理事会の定めるところによる。

(顧問)

第 31 条 この法人は、事業の質の向上と円滑な遂行を図るため、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を得て、学識経験者又はこの法人に功労があった者に理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営上の重要事項について、理事長の諮問に応じる。

4 顧問は、無報酬とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 32 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権限)

第 33 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会の定める順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条(理事会の決議の省略)の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第38条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第7章 会計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、定時総会に提出し、その内容を報告するものとする。

3 第1項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読料（静岡・岳南朝日・富士ニュース・朝日・農業新聞） 6 月分		
年 月 日	24 年 6 月 25 日～	年 月 日	金 額 12,780 円

目 的	県政、社会情勢に関する情報収集
使 途	令和6年 6 月購読料
政務活動・ 県政との 関 連 性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

【内訳】

静岡新聞	3,300 円
朝日新聞（朝夕刊）	4,900 円
岳南朝日新聞	977 円
富士ニュース	980 円
農業新聞	2,623 円

計	12,780 円
---	----------

06-06-25 | 100 | *12,780 | シンフンタ"イ

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	12,780 円	/	12,780 円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内 容	複合機リース料 (6月分)		
年 月 日	24 年 6 月 27 日～	年 月 日	金 額
			8,800 円

目 的	—
使 途	—
政務活動・ 県政との 関 連 性	—
《領収書貼付枠》 D 6- 6-27 17,600 リコ-リース(カ)	

案分の理由 政務活動費と後援会活 動で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	17,600 円	1/2 %	8,800 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍購入代：D-file 2024年6月発行号 上・下, Beacom vol 98		
年月日	令和6年6月28日～令和 年 月 日	金額	6050 円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集															
使途	書籍購入															
政務活動・ 県政との 関連性	県政関連の情報を収集し、政策や質問等の参考にする															
《領収書貼付枠》																
ご利用明細票 <table border="1"><tr><td>お取扱店</td><td>店番</td><td>取扱番号</td></tr><tr><td>06-06-2823432</td><td>A93160012</td><td></td></tr><tr><td>取扱店</td><td colspan="2">737ノミヤジヨウホク</td></tr><tr><td>払込口座</td><td colspan="2">00100-6 34749</td></tr><tr><td>払込金額</td><td colspan="2">*6,050 料金 *0</td></tr></table> 振替受付票 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行) 入金額 *10,050 おつり *4,000 ゆうちょ通帳アプリで税公金支払い (QRコード) キャンペーン実施中 印紙税申告納付につき趣向税務署承認済		お取扱店	店番	取扱番号	06-06-2823432	A93160012		取扱店	737ノミヤジヨウホク		払込口座	00100-6 34749		払込金額	*6,050 料金 *0	
お取扱店	店番	取扱番号														
06-06-2823432	A93160012															
取扱店	737ノミヤジヨウホク															
払込口座	00100-6 34749															
払込金額	*6,050 料金 *0															

案分の理由 全て政務活動にかかるものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	6050 円	100%	6050 円

四本 康久 様

下記の通り納品致します。

¥6,050

イマジン出版株式会社
代表取締役 片岡幸三
〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8
登録番号 T3010001000788
TEL 03-3942-2520 FAX 03-3942-2623

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2024年6月発行号(5月号) 上・下	2	2,475	4,950
2	Beacon Vol.98(夏号)	1	1,100	1,100
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
摘要		合 計 3	10%対象金額 5,500 10%消費税額 550	税込金額 6,050

四本 康久 様

下記の通り御請求申し上げます。

¥6,050

イマジン出版株式会社
代表取締役 片岡幸三
〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8
登録番号 T3010001000788
TEL 03-3942-2520 FAX 03-3942-2623

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2024年6月発行号(5月号) 上・下	2	2,475	4,950
2	Beacon Vol.98(夏号)	1	1,100	1,100
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
摘要		合 計 3	10%対象金額 5,500 10%消費税額 550	税込金額 6,050

支出証拠書（自動車燃料代）

【6月分】^{1/29}

（会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・四本 康久）

区 分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年 月 日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積 算 方 法 ※	充当額 (円)
事 務 費		円× km / km	

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)

・☒ 充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った（充当した）ことを証明します。 議員氏名 四本 康久

《領収書貼付枠》

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で案分	24,010 円	$\frac{1}{2}$ %	12,005 円

EneJet ドトールコーヒ-

領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
登録番号:T2080101011309
2024/06/04(火)07:57
Tカード会員様

売上 Tカード会員
レギュラー
021000 ¥4070
24.52L @166.0 L- 4 N-10
割引適用(021945)
5円/L,個 割引 済み

小計 ¥4,070
(10%対象 ¥4,070
内消費税 ¥370)
合計 ¥4,070
お預かり ¥5000 お釣 ¥930
上記にて領収書とさせていただきます
Tカード:基本P
特別P
今回計

利用Tポイント
利用可能Tポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpに
てご確認ください。
当日給油レシートで
ドトール単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.8712 担当:0001
POS番号01
2024/06/04 釣銭伝票No.5867

おつり引換券

2024/06/04(火)07:57
釣銭金額 ¥930
2024/06/04 釣銭番号 5867

2805867009306



EneJet ドトールコーヒ-

領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
登録番号:T2080101011309
2024/06/09(日)17:45
Tカード会員様

売上 Tカード会員
レギュラー
021000 ¥4870
29.34L @166.0 L- 4 N-10
割引適用(021945)
5円/L,個 割引 済み

小計 ¥4,870
(10%対象 ¥4,870
内消費税 ¥443)
合計 ¥4,870
お預かり ¥10000 お釣 ¥5130
上記にて領収書とさせていただきます
Tカード:基本P
特別P
今回計

利用Tポイント
利用可能Tポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpに
てご確認ください。
当日給油レシートで
ドトール単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.5731 担当:0001
POS番号01
2024/06/09 釣銭伝票No.7266

おつり引換券

2024/06/09(日)17:45
釣銭金額 ¥5,130
2024/06/09 釣銭番号 7266

2807266051306



EneJet ドトールコーヒ-

領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
登録番号:T2080101011309
2024/06/17(月)19:52
Tカード会員様

売上 Tカード会員
レギュラー
021000 ¥4130
24.88L @166.0 L- 4 N-10
割引適用(021945)
5円/L,個 割引 済み

小計 ¥4,130
(10%対象 ¥4,130
内消費税 ¥375)
合計 ¥4,130
お預かり ¥10000 お釣 ¥5870
上記にて領収書とさせていただきます
Tカード:基本P
特別P
今回計

利用Tポイント
利用可能Tポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpに
てご確認ください。
当日給油レシートで
ドトール単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.5567 担当:0001
POS番号01
2024/06/17 釣銭伝票No.9221

おつり引換券

2024/06/17(月)19:52
釣銭金額 ¥5,870
2024/06/17 釣銭番号 9221

2809221058702



EneJet

領収書

岡重株式会社
EneJet小泉SS
静岡県富士宮市小泉155-3
TEL:0544-25-5822
登録番号:T2080101011309
2024/06/22(土)15:33
Tカード会員様

売上レギュラー
021000 ¥3510
21.40L @164.0 L-10 N-28
割引適用(021945)
5円/L,個 割引 済み

小計 ¥3,510
(10%対象 ¥3,510
内消費税 ¥319)
合計 ¥3,510
お預かり ¥5000 お釣 ¥1490
上記にて領収書とさせていただきます

ポイント:基本P
特別P
今回計
利用Tポイント
利用可能Tポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.ts site.jpに
てご確認ください。
No.2666 担当:0001
POS番号01
2024/06/22 釣銭伝票No.7735

おつり引換券

2024/06/22(土)15:33
釣銭金額 ¥1,490
2024/06/22 釣銭番号 7735
2 807735 014900



COSMO

納品書 (領収書)

トモエ (株)
甲府城東SS
山梨県甲府市城東2丁目26-16
TEL:055-235-5539 SS-125866
登録番号:T4090001001530

2024年06月25日 19:25 伝票No.0025
通番2044

ケンキントマツカイ 様
売上 現金フリー

11200
レギュラーガソリン 外P01 ¥3636
数量 22.76(L)
単価 @160

小計 ¥3636
消費税 ¥364
(10%税抜対象額 ¥3636)
(10%消費税 ¥364)

合計 ¥4,000

釣銭 1万:6000 5千:1000
カード有効期限
担当: 9437-9437 01 2024/06/25
上記にて領収書に替えさせていただきます

EneJet
ドールコート

領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
登録番号:T2080101011309
2024/06/28(金)17:17
Tカード会員様

売上レギュラー
021000 ¥3430
20.66L @166.0 L-4 N-10
割引適用(021945)
5円/L,個 割引 済み

小計 ¥3,430
(10%対象 ¥3,430
内消費税 ¥312)
合計 ¥3,430
お預かり ¥4000 お釣 ¥570
上記にて領収書とさせていただきます

ポイント:基本P
特別P
今回計
利用Tポイント
利用可能Tポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.ts site.jpに
てご確認ください。

当日給油レシートで
ドール単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.7471 担当:0001
POS番号01
2024/06/28 釣銭伝票No.1603

おつり引換券

2024/06/28(金)17:17
釣銭金額 ¥570
2024/06/28 釣銭番号 1603
2 801603005700



支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	富士宮市郷土史同好会 年会費 (令和6年6月~令和7年3月分)		
年 月 日	24年6月29日~	年 月 日	金 額 2,500 円

会の趣旨・目的	富士宮市の歴史と文化を知り、郷土の文化財を守り育つことを目的とする。
会の活動内容等	・定例会及び役員会 ・調査研究会の開催・会誌及びその他の発行。
政務活動・県政との関連性	会の活動を通じて得られた情報や会からの意見などを県施策に反映させる。

《領収書貼付枠》

領収書

四本康久様 発行日 6 年 6 月 29 日

金額 72,000-

但し 令和6年度会費として
上記正に領収いたしました。

富士宮市郷土史同好会

(残金500円は令和7年4月以降に充当する)

会計年度
6月29日~25年総会前日
24年6月~25年3月までの
10ヶ月分を充当する
 $3000円 \times \frac{10}{12} = 2500円$

※ 添付書類：団体()会則・事業概要・その他 ()

案分の理由 全2政務活動にかかっている	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,500 円	100 %	2,500 円

富士宮市郷土史同好会会則

第1条（名称）

本会は富士宮市郷土史同好会と称す。

第2条（事務所）

本会の事務所は会長の自宅に置く。

第3条（目的）

本会は、富士宮市の歴史と文化を知り、郷土の文化財を守り育てることを目的とする。

第4条（事業）

本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 定例会及び役員会。
- 2 調査研究会の開催。
- 3 史跡の見学会・講習会等の開催。
- 4 会誌及びその他の刊行。
- 5 研究者相互の連絡及び協力の促進。

第5条（会員）

- 1 本会の趣旨に賛同するものは本会会員となることができる。
- 2 1年間会費未納者は除籍する。また本会の名誉をそこなう行為のあった場合は除名する。

第6条（会費）

会費は次のとおりとする。

年 3,000円（但し、会誌一冊を含む）

ただし、第4条に掲げる事業を運営するため、必要に応じて別に徴収することができる。

第7条（役員）

本会運営のため下記の役員を置く。

- 1 顧問・相談役 若干名 会長の求めに応じて助言を行う。
- 2 会長 一名 会員の統合及び会合の招集を行う。
- 3 副会長 若干名 会長の補佐を行う。
- 4 理事 十名程度 会の運営と会員の連絡を行う。
- 5 会計 一名
- 6 事務局長 一名
- 7 監査 二名

（会計・事務局・監査は理事を兼任してよい）

第8条（役員の選任と任期）

役員の選任は総会で行い、その任期は毎年総会開催日に始まり翌年の総会前日までとする。

第9条（会計）

- 1 本会運営に必要な経費は会費及び寄付金その他をもって充てる。
- 2 会計年度は総会開催日より翌年の総会前日までとする。
- 3 会計は総会に於いて決算報告を行う。

第10条（会則）

会則の改正は総会において出席者の過半数をもって、行うことができる。

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	富山本宮浅間大社訪問		
年 月 日	24年6月30日～	年 月 日	金 額 600 円

目 的	富山顶における境界について調査
使 途	駐車代
政務活動・ 県政との 関 連 性	富山顶における境界確定に向けての課題等を 今後委員会質問に反映させる。

《領収書貼付枠》

富士山本宮浅間大社

領 収 証

精算機 #01 A 精算No.005064
発券機 #01 発券No.050665
入庫時刻 2024年 6月30日(日) 10:03
出庫時刻 2024年 6月30日(日) 12:43
駐車時間 2:40
駐車料金 A料金 600円
=====

合 計 600円
現金領収額 600円
お預り 600円
お釣り 0円

合計は消費税10%対象です。

富士山本宮浅間大社
登録番号 T2080105003483

またのご利用をお待ちしております。

案分の理由 全て政務活動費に かかるものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	600 円	100 %	600 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料（公明・聖教新聞）6月分		
年月日	令和6年6月30日～令和	年月日	金額 3,821円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使途	令和6年6月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政・教育等の情報を収集し、政策や質問の参考にする

領収書

新聞購読料 領収証

四本 康久 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2024年6月分(6/01～6/30) 領収日 6月30日
領収金額 ¥3,821

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象 0円) 消費税 0円
(8%対象 3,821円) 消費税 283円
※は軽減税率対象品目です。

販売店 登録番号:T6810809785041
住所 富士宮市上柚野1-2
TEL 0544-29-3501 FAX 0544-29-3503
お申込No.

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	3,821円	100%	3,821円

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読料 (しんぶん赤旗 日刊・日曜版)		
年 月 日	令和 6 年 6 月 30 日～令和 年 月 日	金 額	4,427 円

目 的	県政、社会情勢に関する情報収集
使 途	24 年 6 月購読料
政務活動・ 県政との 関 連 性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

四本康久 様

しんぶん
領収書 赤旗

2024 年 6 月分

4,427 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930

(取扱先)
日本共産党東部地区委員会
〒410-0312 沼津市原698-1
TEL 055-968-7150
FAX 055-968-7155

8%対象	4,099 円(税抜)	消費税	328 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

領収年月日
6/30



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	4,427 円	100%	4,427 円

※按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

令和6年	氏名	支払額	領収印
6月		27,000	

27^h × 1,000円

令和6年	氏名	支払額	領収印
6月		45,000	

45^h × 1,000円

令和6年	氏名	支払額	領収印
6月		24,000	

24^h × 1,000円

令和6年	氏名	支払額	領収印
6月		36,000	

36^h × 1,000円

令和6年	氏名	支払額	領収印
6月		18,000	

18^h × 1,000円

支出証拠書

7/1

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	携帯電話使用料 (24年 5 月分)		
年 月 日	令和 6 年 6 月 30 日	～令和 年 月 日	金 額 4882 円

目 的	_____
使 途	_____
政務活動・ 県政との 関 連 性	_____

《領収書貼付枠》

※支払合計額 10557 円 …①

※除外分【合計 720 円 (税込み 792 円)】…②

あんしんセキュリティ利用料 200 円

ケータイ補償サービス 500 円

あんしん遠隔サポート利用料 400 円

あんしんパックモバイル割引 -380 円

※政務活動費請求対象額 = (① - ②) = 9765 円

06-07-01 100 *10,557 トコモ ケイタイ

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	9765 円	1/2 %	4882 円

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(1 / 1 ページ) docomo

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
◆		ご利用期間 (5/1~5/31)	
◇基本使用料等 (計) 6,650	6,650	5Gギガホプレミア	合 算
	6,350	(内訳) 5Gギガホプレミア	
	300	(内訳) spモード利用料	
	0	(参考) 高速通信ご利用データ量は	7.3G
			合 算
◇通話料・通信料 (計) 1,925	225	5G・SMS通信料	5月ご利用分
	1,700	かけ放題オプション定額料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 1,023	300	留守番電話サービス利用料	合 算
	200	あんしんセキュリティ利用料	合 算
	500	ケータイ補償サービス (500円コース)	合 算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合 算
	-380	あんしんバックモバイル割引	合 算
	2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります
	1	電話リレーサービス料/基本	1番号あたり1円のご請求となります
			合 算
◇消費税等相当額 (計) 959	959	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計 10,557	10,557	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、5月末で	24年2か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		5月ご利用分に対する獲得ポイントは、	90です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	9,598円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用 (番号単価) が公表されています。